# HITO REPORT

2019年4月号

Humanity, Intelligence and Talent for Organization

機関誌HITO特別号 HITO REPORT

vol.5



# 図1 モデル就業規則の改定(2018年1月)

# 改定前

# (遵守事項)

第11条 労働者は、以下の事項を守らなければならない。

- ① 許可なく職務以外の目的で会社の施設、物品等を使用しないこと。
- ② 職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受ける等 不正な行為を行わないこと。
- ③ 勤務中は職務に専念し、正当な理由なく勤務場所を離れないこと。
- ④ 会社の名誉や信用を損なう行為をしないこと。
- ⑤ 在職中及び退職後においても、業務上知り得た会社、取引先等の機密を漏洩しないこと。
- ⑥ 許可なく他の会社等の業務に従事しないこと
- ⑦酒気を帯びて就業しないこと。
- ⑧ その他労働者としてふさわしくない行為をしないこと。

# 改定後

第11条第6号の規定を削除し、副業・兼業についての規定を新設

# (副業・兼業)

- 3 第1項の業務に従事することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は、これ

出所:厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」パンフレット

このプロ 実態やメ 業の状況から概観していこう。 ユ - 等を通して、 等を通して、副業・兼業容認的に取り組む企業や識者のイ ローグでは、 ト・懸念点を紹介していく 国内外における副業・兼 政府統計や資料等

今回の

「副業・

兼業の光と陰」発刊を企

誌面では、

企業と個人の実態調

容認を検討する、

また容認を進めるにあ

F

参考となる情報の提供を目的に、

そこで本誌では、

構造基本調査によると、 ることが分かる(図3) 員以外のほうが多く副業・ 業との兼業者が減少していることに起因 が分かる。 正社員以外の従業員は46・7%と、 正社員が25・ 合を見ると、副業者全体に占める割合は、 ある副業者に限って本業の雇用形態別割 る。 ルバイ 副業者の割合は減少傾向であること 35年前からの過去推移を見てみる 一方、 これは兼業農家など農林水産 有業者 派遣、契約社員、嘱託など 4%あるのに対し、 本業が雇用される働き方で %にあたる(図 パ

# 補填せざるを得ないケースが多く含まれ約や低賃金を理由に、副業・兼業で収入 ることが考えられる。 ・兼業比率が低い理由としては、 背景のひとつとしては、労働時間の制 企業にとっても働く個人にとっても、 てきた企業が多 れまで就業規則によって 一方、 ことが挙げら 正社員の副 先述

# 有業者に占める副業者の割合 (万人) 400 7.0 362 340 346 350 300 256 262 250 234 4.0 200 3.0 150 2.0 100 1.0 50 1982年 1987年 1992年 1997年 2002年 2007年 2012年 2017年

# 図3 副業者全体における本業の雇用形態別割合

本業の雇用形態	副業者数	副業者全体に占める割合
正社員	68万人	25.4%
正社員以外の従業員 (パート、アルバイト、派遣、 契約社員、嘱託など)	125万人	46.7%

※自営業主、家族従業者、役員など除く

出所:総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」

# に至る背景と国 外における現状

開及びモデル就業規則の改定によって、

就業規則上でも原則副業・兼業を認める

方針が示されたというわけである(図1)

就業規則内にも記載がある通り、

ち出しながらも、

ただし、

副業・

兼業の促進を前面に打

**兼業を認めるべきかどう** 

して充分な議論の

進め

禁止や一部禁止としてきたのが実態であ

それが今回、

先のガイドラインの公

則に従って企業各社が就業規則上で全面

のではなく、 改正はない。

厚生労働省のモデル就業規 むしろ法律上禁止されるも

解を招きかねないが、今回そういった法 法改正によって解禁されたかのような誤

も法律でこれまで禁止されていたものが

「副業・兼業解禁」と聞くと、

あたか

担当者も多

いのではないだろう

か。

を推進しなければ…」と考えている人事 かんに報じ、「自社でも早く副業・兼業 各種メディア

も「副業・兼業解禁」

をさ

副業・兼業促進の動きが加速している。 業・兼業促進が掲げられたことにより

インやモデル就業規則の提示とともに副

政府が2017年3月にまとめた

加速する副業・兼業促進の動き働き方改革の一環で

2

# **HITO REPORT**

02

なぜ「副業」が注目されるのか

調査結果〈企業〉 副業・兼業の容認に関する実態

> 10 従業員の副業・兼業に潜む 法的リスク

13 case study コニカミノルタ株式会社 オイシックス・ラ・大地株式会社

> 調査結果〈働〈個人〉 副業・兼業の実施状況

21 個人の副業 NPO法人 二枚目の名刺

代表 廣優樹氏

**OPINION** キャリア自律が生み出す 社員の成長と組織への恩恵 法政大学大学院政策創造研究科 石山 恒貴 教授

# 国内の副業者の状況

正社員以外に副業・兼業をする人が多

図2 副業者数と有業者全体に占める割合の推移

出所:総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」

# 表 1 海外における副業の状況

	フランス	ドイツ	オランダ	イギリス	アメリカ		
副業・兼業の可否	・複数の雇用主の下で就業する雇用労働者には、忠実義務競業遊止義務)の履行が求められる・労働協約や雇用契約で副業を禁止することは可能である	・副業に関して雇用契約等での制限は見られるが、理由を問わない一律の全面禁止は認められていない(無効である)・使用者は「正当な利益」(競業避止等)に影響を販業をなければ、従業員の副業に同意する義務がある	●法的には禁止していないが、企業レベルで就業規則・協約等で禁止する傾向がある	●雇用主が被用者に対して 副業を禁止あるいは制限 する場合、一般的に、そ の旨を雇用契約に条項と して盛り込むことによって 行うとみられるが、これは 雇用主の事業の損害 となる合理的な根拠(競 業の禁止等)を要すると される	●法的に規制なし		
労働時間 規制の原則	●原則として、1日10時間、 1週48時間(12週平均が 44時間となる必要あり) を超えてはならない ●基本的には法定労働時間の週35時間を超える労 働契約は締結できない	●1日8時間を超えてはならない(6カ月又は24週間以内を平均して1日当たり8時間を超えない場合に限り、1日10時間まで延長が可能) ●1週間当たり48時間を超えてはならない(一定の条件下で延長が可能)	●最長労働時間は、原則と して1日12時間、1週60時間(1カ月(4週間)で平均 して55時間、4カ月(16週間)で平均して48時間を 超えてはならない)	●最長労働時間は、17週を 平均して1週当たり48時間 (労働協約等により52週 に延長可能) ・労働者がオプトアウト(適 用除外)に合意した場合 は、週あたりの上限を超え た就労が認められている	●労働時間の 上限規制がない		
割増賃金	●各雇用契約の所定労働 時間を超過した場合、割 増賃金が支払われる	●法定なし (労働協約等による)	●法定なし (労働協約等による)	●法定なし (労働協約等による)	●週40時間を超える労働 に対して、通常の賃金の 1.5倍以上の割増賃金を 支払わなければならない		
通算	●通算する(政府解釈)	●通算する (労働時間法2条1項)	●通算する (労働時間法5:15条)	●通算する(政府解釈)	●「共同使用 (joint employment)」の 場合は通算する (政府解釈)		
労働時間の 上限を超えた 場合の責任	<ul><li>法定の最長労働時間を 超えて労働をした場合、 雇用労働者、雇用主の両 方が罰則の対象となる</li></ul>	<ul> <li>諸説ある</li> <li>①本業の使用者が常に責任を負う(連邦労働裁判所はこの立場)</li> <li>②後から労働契約を締結した使用者が責任を負う</li> <li>③労働時間の順序に関係なく労働時間を違法に超過した場面の使用者が責任を負う</li> </ul>	●実際に法定労働時間を 超過させた使用者だけ でなく、双方の使用者が 責任を負う(ただし、労働 者の通知があることが前 提)	●雇用主には、労働者の健康と安全に配慮し、週当たり労働時間の上限の適守のために必要なあらゆる合理的な措置(オプトアウトへの合意も含む)を講じることが義務づけられている	●複数の使用者が「共同使用者」の関係にあると判断される場合には、当該複数の使用者の下における労働時間は、週40時間を超えされることに変える。この場合、「任同使用者が、「個別にかつ連帯して」別増質金法が定める責ながによが定める責ながとする法が定めるすると(具体的ない)		
副業・兼業の事実の把握	●雇用主は、従業員に対して労働時間に関する規定を遵守していることを明らかにする書面での証明書を求めることができる(労働法典D8261-2条)	●使用者は労働者に対して 副業の有無やその労働 時間等について申告を 求める権利(照会権、質 間権)を有しており、労働 者は回答する義務がある (通説)	●労働者はそれぞれの使用者に対し、自主的に、かつ時機に応じて、使用者が労働時間規制を遵守するために必要な情報を報告する義務がある(労働時間法5:15条6項)	●使用者は労働者に対して 副業の有無を確認し、労働者が副業を行っている 場合には、通算の労働時間が法定の上限を超えな いよがにすることが望ましい。 超える場合には、労働時間の制限など合理的な手 段を講じてこれを防止する か、オプトアウトへの合意 により上限を適用除外とす る必要がある(政府解釈)	●労使共に義務なし ●雇用契約上労働者に申 告義務が課されることは あり得る		

出所:厚生労働省「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」資料

# 〈参考資料〉

- 川上淳之「なぜ副業をするのか-自由と制約のあいだで―」(玄田有 史編『30代の働く地図』、岩波書店、2018
- 厚生労働省「副業・兼業の場合 の労働時間管理の在り方に関する 検討会」資料(諸外国の制度について、 海外視察の結果報告について)
- 働き方改革実現会議「働き方改 革実行計画」(2017年3月28日)
- ●独立行政法人 労働政策研究・研 修機構「諸外国における副業・ 兼業の実態調査―イギリス、ドイツ、 フランス、アメリカ―」(2018年4月)

行った調査の結果を紹介していく。 兼業実態、それぞれのメリット・デメリッ る副業・兼業の促進状況や個人の副業・ 副業・兼業容認の是非を検討し、押さえ 両面から見ていくことで、企業における どのような点に注意して何から進めれば 兼業を容認することで一気に降りかかっ 洩や名誉毀損など数々のリスクが、副業・ 弊による本業への支障、 るべきポイントを明らかにしたい。 の副業・兼業容認のメリッ よいのだろう だろうか。仮に容認を進めるとした場合、 の責任範囲問題、 在化しなかった労働時間の通算問題や トを把握すべく、 てくる恐れがある。 まで副業・兼業を禁止して 次ページからは、 企業は副業・兼業を容認すべきなの か。 本誌では企業にとって パーソル総合研究所が さらには企業秘密の漏 日本国内の企業によ このような状況の中 、労災・保険適用間の通算問題や疲していたことで顕 と留意点を

**副業希望者比率**(追加就業希望者比率) -▲- 正社員以外の従業員 (%) 8.5 8.1 9.0 8.0 7.4 8.0 6.4 7.0 5.7 5.2 5.1 6.0 5.0 5.4 4.0 4.3 4.1 3.0 2.0 3.8 1.0 0.0

2017年 2002年 2007年 2012年 出所:総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」

多く、 調査— ている 金が45 業割合の高 7 て事情は多少違うものの全体的に女性が メリカー」によると、 「ミニジョブ」 いる人の属性や職種については、 いる人が多い。 低賃金· 人が大半 イギリス、 0 兼業者の8割が女性で、 ユー いドイツでは、 の枠内で副業・兼業を行 を占めてお 口 低スキルの仕事に従事 例えば、 ドイツ、 副業・兼業をして の僅少雇用で 最も副業・兼 フランス、 月額の平均賃 国によっ 多 あ ア る ス

> は か そ 多

年には推計で3割まで伸びている。 者の7%を占めていた割合が、 ContractorsがIT業界や金融業界を中 「独立請負」 教 負者として、 では雇用者として、 に定着しており、 も目立つ。なお、 してではなく、 育・医療とい ギリスやアメリカでは、経営管理職や などと呼ばれるIndependent 働く人も増えている。 雇われない った専門職の副業・兼業 2005年時点で就業 アメリカでは雇用者と 副業・兼業は独立請 働き方として 2 本 1 業 5 心

去15年間の流

追加就業希望者比率は5・

副業・兼業に関する制度の状況である。

副業・兼業の法的な可否状況から見て

%から6・4%

へと伸びており、

特に

追加就業希望者の割合推移を見ると、

過

会」の資料より引用した、

海外における

の労働時間管理の在り方に関する検討

厚生労働省「副業・兼業の場

数は年々増加して しかし、

る。

有業者に占める

近年、

働く個人の副業希望者

ような状況なのだろう

では、

海外における副業・兼業はどの

正社員の希望者の伸びが高いことが分か

兼業などあり得なかったのではないだろた日本型雇用の働き方においては、副業・

の従属貢献を含めて評価がなされてい

海外の副業状況

4

関して、企業が求めれば働く個人が報告 基本的に副業・兼業の有無や労働時間に 題は日本特有 する義務を負う形を取り、 また、 あまり って労働時間を把握しているケースが いる労働時間の管理について見てみる も長時間労働をしない文化があるため ドイツやオランダ、フランスでは、 長時間労働が問題になった過去の例 なお、 日本において議論の焦点となっ 見当たらず、 の課題と 日本との法律の違い 労働時間管 いえそうだ 個人の報告に 理の問 やそも

構の

「諸外国における副業・兼業の実態

況である。

独立行政法人

労働政策研究・研修機

強くない。

アメリカは法的規制もな

い状

٤, 7

タンスから副業・兼業の制度的な制限は は個人の自由であり尊重すべきというス の合理的な理由がある場合のみ禁止され みよう。欧州各国では、主に競合避止等

るケースはあるが、

基本的には職業選択

何開発やイ 副業・兼業に期待するのは

技政

方改革実行計画には、

仕事や活動の機会を得ることは、個人の 働く個人の視野や機会の拡大、能力の向 増えてくる中、 兼業促進の動きを受けて容認する企業が 数の増加にも表れているように、 図4の近年における正社員の副業希望者 については、これまで勤務先で禁止され ける効果にも繋がるだろう。 業で得た経験やスキル、人脈が本業にお いった効果に繋がる可能性を期待していやがてイノベーションや生産性向上と 経験の幅を広げ、スキル・ノウハウのレ 兼業促進において、 第2の人生の準備としても有効である。 とする動きはますます活発化するだろう。 らも諦めていた人が多いと考えられる。 ていたために、 るのである。場合によっては、 ベル向上にも繋がる。 上であることが読み取れる。 と言及されている。 上にも寄与 は副業・兼業を通じた起業が開業率の さらに増えれば、 る意欲も高まっているのではないだろう いる目的は収入補填ではなく、 ープンイノベー 副業・ しており、新たな技術の開発、 副業・兼業を希望しなが 個人の副業・兼業に対す 副業・兼業を始 兼業を容認する ショ 政府が主眼に置いて つまり今回の副業・ そうした効果が、 ン、起業の手段や 特に正社員 本業以外の 副業・兼 明らかに めよう 企業が 副業・

タイム労働者となっている。

「諸外国

で

かしながら、

企業にとっては、

働

# 副業 兼業の容認 に 関 する実態

曖昧で、 たい。ここまで一括りに「副業・兼業」業・兼業の定義」について確認しておき 副業を通じた創業・新事業創出に関する 央企業庁が20 を語ってきたが、 法的にも明確な定義はない。 17年に発表した 「兼業 実はその定義や範囲は 中

調査結果につ

いて言及する前に、

本業以外のは「一般的に 販売まで幅広 投資等から、 般を指し、 般的には本業以外に収入を得る仕事全 「一般的に、収入を得るために携わる 具体的にはアルバイ 仕事 61 トを指す」 最近では、 マ ーケッ 仕事で得た

查事業研究会提言」 に、 とあるように、 副業・ トでの出品 トや株式 兼業と

> 兼業」 で 以外に収入が発生する仕事に従事するこ ア て 本誌ではこう 外 0 見ていこう。 いては「副業者」と表現している。 また「副業・兼業」を行っている人につ とを「副業・兼業」 は、まず企業側の実態から調査結果を や無償のNPO活動等は含めず、 いくが、調査においては、ボランティ の活動を持つという広い意味で「副業・ ような収入の発生しない活動も本業以キルをボランティアで活かすプロボノ と表現されているケー した広義の副業・兼業を扱っ と規定し実施した。 スもある。 それ 本業

図1 副業・兼業の容認実態 (%) (n=1,641)

- 全面的に認めている

(全面容認)

13.9

# 13・9%が全面的に容認 現在禁止の企業の7割は

件 いと 全面禁止企業に将来的の5割は全面的に禁止 わせると容認企業は5割に達する。 条件をクリア 面容認)」は13・9%、 結果である。「全面的に認めてい て副業・兼業の容認状況について聞いた図1は、人事担当者1641人に対し |付き容認) | は36・1 く意向であることが分かった 70 9%が今後も全面的に禁止 企業に将来的な意向を尋ねる した場合に認めている(条 「企業が設定した して %で、 いる。 両方を合 ② 2 る (全 ま 残り

図2 現在禁止企業の今後の意向(%)(n=821)

調査概要

副業・兼業に対する企業と個人の本音と実態を把握する。また、 企業が副業・兼業を解禁するべきかの判断材料になる情報や、

副業・兼業のメリットを享受したい企業がとろべきアクション

勤務先企業規模従業員10人以上 20-69歳

性別不問 人事担当者 人事担当者 n=1.641

ば条件付きで容認している企業を含む) n=300

②副業・兼業禁止企業 (全面的に禁止している企業)

※正計員性年代別構成比に合わせウェイトバック集計事施

①副業者(過去3年以内に副業・兼業経験あり) n=1.082

②副業意向者(現在副業・兼業をしていない) n=1,238

③非副業意向者(現在副業・兼業をしていない) n=1.249

①副業・兼業容認企業 (推進はしていないが、希望があれ

副業・兼業の音識・実能調査 2018

調査名

調查目的

を明らかにする。

【企業対象調査】

■ 木調杏対象者

n=700

【個人対象調査】

■太調査対象者

調査時期

調査方法

2018年10月26日-30日

インターネット調査

■スクリーニング対象者

勤務先企業規模従業員10人以上

正社員20-59歳男女 n=13,958

■スクリーニング対象者

調査対象

奨励、推進していく予定

奨励、推進は

# 方 改善が喫緊の課題なのか いも労働時間や環境の

兼業容認の検討より

0)

4%)、宿泊業、次金業が多い業種には、 2 % , 16 7 % ると(図3)、全面的に容認している企 副業・ って 生活関連サ 兼業容認状況を業種別に見てみ 金融業、 る 飲食サー 割合としては2割弱と 食サービス業(18· 情報通信業(18· 保険業 (16・3%) - ビス業、 娯楽業

働が問題となって 仕事をすることが困難な上に、 である。これらの業務内容はリモー 業(62:1%)、 全面禁止の割合が高い 業と親和性が高い ノないが**、** 卸売業、 ることか らの業種は副業・ いえそうだ。 小売業 (58・0%) のは運輸業、 5 長時間労 副業 郵便 トで 兼

# 大企業や老舗ほど全面禁止が多い

企業では全面禁止が5割以下であるの 企業規模別に見ると、 0 0 0 人未満

0

② 4 割合が高くなっているのが分かる では、 禁止する傾向が強い。また、 に対 で 59 ・ 2 % 古い老舗企業のほうが全面禁止の ٤, 1万人以上の企業で5·E9 万人以上の企業で4・5 万人未満の企業 設立年数別 %

# 情報通信業 (n=98) 宿泊業、飲食サービス業 (n=33) 18.2 生活関連サービス業、娯楽業 (n=30) 16.7 30.3 33.3 50.0 金融業、保険業 (n=80) 32.5 36.1 雷気・ガス・執供給・水道業 (n=36) 13.9 50.0 医療、介護、福祉 (n=158) 13.3 38.6 運輸業、郵便業 (n=145) 13.1 24.8 62.1 製造業 (n=336) 12.2 32.4 教育、学習支援業 (n=63) 11.1 42.9 卸売業、小売業 (n=150) 10.0 32.0 58.0 不動産業、物品賃貸業 (n=44) 9.1 40.9 建設業 (n=133) 農業、林業、漁業、鉱業 (n=19) 39.1 68.4 15.8 学術研究、専門・技術サービス業 (n=16) 50.0 その他のサービス業 (n=217) 47.9 上記以外の業種 (n=83) 41.0 図4 企業規模別(%) ■条件付き容認 ■全面禁止 ■全面容認 10人~50人未満 (n=253) 16.6 40.3 43.1 50人~100人未満 (n=221) 15.8 40.7 100人~200人未満 (n=234) 11.1 39.3 200人~500人未満 (n=228) 15.8 34.2 500~1000人未満 (n=178) 13.5 40.4 1000~1万人未満 (n=360) 11.1 59.2 1万人以上 (n=167) 15.0 30.5 54.5 図 5 設立年数別(%) ■全面容認 ■条件付き容認 ■ 全面禁止 10年未満 (n=160) 18.8 45.0 36.3 「全面的に禁止」が増加 10年以上20年未満 (n=282) 44.0 36.5 20年以上30年未満 (n=298) 12.8 36.6 30年以上40年未満 (n=234) 18.8 36.8 40年以上50年未満 (n=153) 11.8 32.0 50年以上 (n=514) 8.4 29.6

副業・兼業の容認状況

■ 全面禁止

■条件付き容認

図3 業種別(%)

■全面容認

# 容認を開始 半分の企業が過去3年以内に

について聞いたところ、ここ1 に対し、いつから容認しているのか時期 次に、 副業・兼業を容認している企業 2~3年前からが29・2%と、 口 ト製薬などの大企 年以内が 6年や、

「届出、 図 6 続きはない」と回答。 出や申請といった手続きの 容認する企業が増えてきたと考えられる 就業規則の発表といった動きに合わせて、 進に向けたガイドラインや改定版モデル 業が副業を容認し始めた20 割を占めている。 22 . 8 % の45・4%の企業が の回答が図7である。 2018年の政府による副業・兼業の推 直近3年以内に容認を開始した企業が5 社員が副業・兼業を行う際に必要な届 申請などの手続きがある」、 約半数の企業で 「決められて 54・6%の企業が 有無につ る手 いて

# 26.8 しないが 全面的に -希望すれば 禁止している-50.0 認めていく予定 36.1 70.9 (全面禁止) 今後も、全面的に 企業が設定した 禁止していく予定 条件をクリアした (図 5) 場合に認めている (条件付き容認)

図 10 副業・兼業容認の効果 (%) (n=159) 効果実感なし 効果実感あり 45.9 優秀な人材の確保 (採用活動) 13.8 人材確保·定着 50.9 優秀な人材の定着 (離職率の低下) **15.1** 社員のモチベーションの向上 50.3 11 3 497 計量のスキル向 F 11.9 社員に 社員の視野拡大・自主性向上 47 2 17.6 49.7 関わるメリット 計員の生産性の向上 13.8 計員の収入補填 63.5 9.4 52.2 15.7 社員の社外での人脈拡大 新規事業の創発 (イノベーションの拡大) イノベーション 44.7 14.5 働き方改革の促進 13.8 52.2 転職や再就職の支援 13.2 その他 47.8 企業イメージの向上 14 5 49.1 社会貢献 16.4

なく、 上で副業・兼業を一 る必要があり 副業者への支援 方的に容認するだけ 0 あ 方を工夫す

かの効果を求めるのであれば、

単に制度

ち

副業・兼業を容認することによって何

b

明らかとなった。 副業者へ特に支援を行 なかった企業においては、 を行っているのに対し、

この結果から、

企業が

って

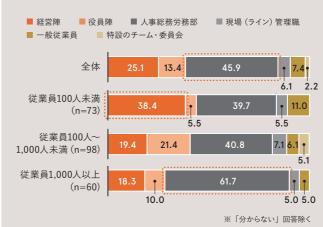
いないことが

討

か らは、 対 7象企業

ジ

図 6 副業・兼業の容認開始時期 (%) (n=219) 10年以上前 ここ1年以内 15.1 22.8 こ3年以内に 7~9年前-10.0 容認開始 52% 29.2 22.8 4~6年前 ──2~3年前 ※「分からない」回答除く



がえる。 ズを受けて人事部門(中小企業では一部副業・兼業容認の推進は、社員からのニー が 経営陣)が主導で動いている様子がう る多さとなっている。 38 これらの結果か

規模別に見ると、

0

その傾向が強かっ

た。

また、

従業員

全体で45・9%と最も多く、

大企業ほど

9) では、

総務・労務を含む人事部門が

が主導して進めたのかを聞いた質問

· · · 図

社内で副業・兼業容認の規則導入を誰

人未満、

人以上の大企

0

0

人未満の中小企業では経営陣主導

数回答で聞いた結果が図8である。企業

ろうか。副業・兼業容認のきっかけを複

業容認を進めるきっかけは何だったのだ

容認企業において、

そもそも副業・

社員の要望」が4割超

割程度あった。

大企業では労働組合からの働きかけ が企業規模に関係なく4割を超えている。 できる状況であることが分かに企業への申し出は必要なく

る。 Ė

また、

「社員

からの要望・希望の増加\_

そ

れぞれ43・8%、45・

%となっ

に実施

業では

「人事部門

からの発案」

が最

4 % と、 人事部門 0 39 果から、

メリッ して、 把握している人に限る) する項目について、副業者 「人材確保・定着」 べ ショ 「社員に関 <u>></u>

8

# 効果を感じている企業は多数副業・兼業容認による

企業にはどのような効果があるのだろう 副業・兼業を容認することによって、

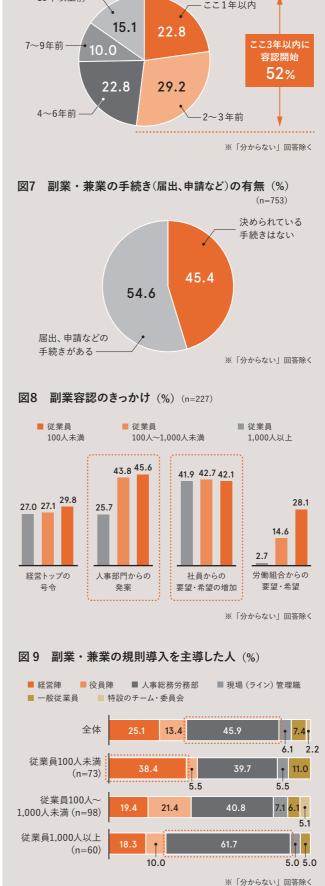
を実感したと回答しており、

オレ

ンジ

0

効果を実感しなかった割合となっている。 る割合、 ジのグラフが各効果について実感してい 表したものが図10である。 企業に効果実感度を聞いた。 か。 いずれの項目においても半数前後が効果 今回 反対に右側のグレーのグラフが の調査では、 想定される効果 が5人以上いる 左側のオレン (企業が公に その結果を などに関 わ る



できることなどが見えてきた。行った場合のほうが効果をより強く実感 容認企業にお 数で副業・兼業容認の動き さらに副業者に対して支援を いては効果が表れて が見

ること、の約半数

拡大」

「転職や再就職の支援」「優秀な

材の定着」「社員のモチベーションの向上」

0)

6

つの項目で50%を超えている

取れる。

なかでも「社員の収入補填」「働

ラフの伸びが圧倒的であることが見て

き方改革の促進」「社員の社外での人脈

違いは、 よって、 だろう。 (解禁)」 無や、 約半数の企業が依然として全面禁止、 れる。 特に規定がないため、 こうしたリスクを意識してか、 る状態は、 えると予想される中、 となっている例も少なからずあると思わ の中には、 者や個人が勤め先の現状を基準に「容認 などが企業によって様々で、 言葉からイメ 兼業の「容認」(または 律ではないことが分かってきた。 なお今回、 明らかとなって 約7割が今後も禁止 も用意もせず容認になってしまって 承認手続きの有無、 社員の副業・兼業実施が今後増 また、 の状態をイメージするためなの 副業・兼業についての規定の有 かし、 社員の副業・兼業を想定せず 逆に大きなリスクをはら 調査分析を通して、 ージする状態は、 調査結果の全面容認企業 社会的な機運の高まりに いる。 リスク 企業として何の検 結果的に全面容認 の意向であ 「解禁」) そこで、 承認の厳格さ 各企業担当 調査では 企業間で という ること 副業・ この む

じている企業の約7割は副業者への支援

効果を感じられ

その約8割が

副業・兼業の容認によって効果を感

ないことが分かった。

さらに、

図12の通

半数の企業では特に何も支援は行ってい

の企業が何らかの支援を行っているが、

た質問への回答が図11である。

約4分

׳かを聞い

いった支援を行っているかどう

副業者へのバックアップやフォ

口

ま

副業・兼業の容認企業に対し、

より強く効果を実感副業者に対し支援を

し支援を行う企業が

図 12 効果実感度別に見た 図 11 副業者へのフォロー (%) (n=300) 副業者へのフォローの実施状況(%) ■ 行っている ■ どちらともいえない ■ 行っていない -行っている 効果実感あり 26.0 14.3 17.6 (n=91)行っていない - 51.3 22.7 効果実感なし 79.3 (n=82)どちらともいえない 6.1

# # 労働時間管理など、企業の責任範囲の問題

法的リスクを考える上で、本業と副業・兼業のいずれ においても、使用者に雇用される「労働者」である場合は、 特に注意が必要だ。例えば、労働時間の把握等に関しては、 労働時間通算の規定が適用され、自社における労働時間 のみではなく副業・兼業先での労働時間についても適正 に把握する責務を有しているとされている。具体的には、 労働基準法は、第38条1項で「労働時間は、事業場を異 にする場合においても労働時間に関する規定の適用につ いては通算する」とし、ここでいう「事業場を異にする」 とは「事業主が異なる場合」も含まれると解されている(※1)

ただし、ある従業員がA社とB社の2社で雇用されてい て、それぞれの企業における労働時間は規定内だが、通 算すると残業が発生するような場合、どちらの事業者が 残業代を支払うべきなのかについて、行政から『「副業・ 兼業に関するガイドライン」Q&A』にて考え方(\*)は示 されているが、周知が充分とは言い難いほか、多くの事 業主との認識とも合致せず、トラブルになりかねない。

また、2019年4月施行の改正労働基準法では時間外労働 の上限規制が罰則付きで法律に規定されるほか、新たに 時間外労働と休日労働の合計時間に制限(月100時間以内、 2~6カ月平均80時間以内)が設けられるが、ここでいう「時 間外労働」の算定等においても、上記の通算規定が適用 されるため、他社での労働時間と通算した時間が限度時 間に収まることが求められているのである(※2)。さらに、 もし過重労働が原因で過労死・過労自殺等に陥り訴訟等 になった場合、本業側の企業は「副業・兼業先での労働 時間は知らなかった」では通らない。安全配慮義務違反 と判断され、賠償が認められる可能性がある。働き方改 革関係法により改正された旧雇用対策法 (\*3) では、第6 条で、事業主の責務として、労働時間の短縮や労働条件 の改善といった環境整備を事業主に求めている。このよ うに企業に対する労働時間削減および過労死防止の責務 は重くなる一方で、労働時間の増加を伴う副業・兼業を 推進することは決して容易なことではないといえよう。

# || 営業秘密漏洩のリスク

営業秘密漏洩も大きな懸念のひとつだ。自社からの情 報漏洩は多くの企業が懸念するところだが、実はその逆 も危険が大きい。なぜなら従業員が副業・兼業先で得た 情報や、副業・兼業で働きに来た者が持ち込んだ情報が、 副業・兼業先の企業あるいは本業企業において営業秘密 として管理されていた秘密情報か否かは、一見しただけ

では分からないことが多いからだ。余程のことでなけれ ば営業秘密侵害罪として刑事罰を受ける可能性は高くは ないであろうが、民事上は、場合によっては本業企業、 あるいは副業・兼業先の企業から損害賠償請求を受ける 可能性があり、充分に注意する必要がある。

# 表1 実際に発生した副業・兼業をめぐる裁判例

# ■ 働く個人側が勝訴したケース

副業・兼業に対する解雇等、企業の処罰に対する個人側の訴えが 認められたもの

# 1. マンナ運輸事件(京都地判平成24年7月13日)

運送会社が、準社員からのアルバイト許可申請を4度にわたって不許可 にしたことについて、後2回については不許可の理由はなく。不法行為 に基づく損害賠償請求が一部認容(慰謝料のみ)された事案。

# 2. 東京都私立大学教授事件(東京地判平成20年12月5日)

を理由として行われた懲戒解雇について、副業は夜間や休日に行われ ており、本業への支障は認められず、解雇無効とした事案。

■ 企業側が勝訴したケース

副業・兼業に対する解雇等、企業の処罰に対する個人側の訴えが 退けられたもの

出所:厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」パンフレット

# 1. 小川建設事件(東京地決昭和57年11月19日)

毎日6時間にわたるキャバレーでの無断就労を理由とする解雇について、 **兼業は深夜に及ぶものであって全暇利用のアルバイトの域を超えるも** のであり、社会通念上、会社への労務の誠実な提供に何らかの支障を 来す蓋然性が高いことから、解雇有効とした事案。

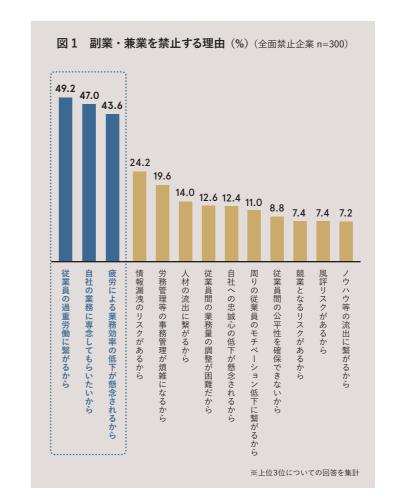
# 2. 橋元運輸事件(名古屋地判 昭和47年4月28日)

会社の管理職にある従業員が、直接経営には関与していないものの競 業他社の取締役に就任したことは、懲戒解雇事由に該当するため、解 雇有効とした事案。

- ※1 昭和23年5月14日 基発第769号
- ※2 平成30年9月7日 其登0907第1号
- ※3 2018年7月6日に雇用対策法は「労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」と改正
- \*参考:「副業・兼業に関するガイドライン」O&Aより一部抜粋
- ●一般的には、通算により法定労働時間を超えることとなる所定労働時間を定めた労働契約を時間的に後から締結した使用者が、契約の締結に当たって、当該労働者が他の事業場で 労働していることを確認した上で契約を締結すべきことから、労働基準法上の義務を負う。
- ●通算した所定労働時間が既に法定労働時間に達していることを知りながら労働時間を延長するときは、先に契約を結んでいた使用者も含め、延長させた各使用者が同法上の義務を負う。

# 従業員の副業・兼業に潜む 法的リスク

~法律をふまえ、より戦略的な取り組みに繋げる~



念される。 念が高 兼業分 務管理等の事務管理が煩雑にな や、 務に専念してもらいたいが49・2%でトップ、2 ほど割合は高くないも リスクがあるから (24・2%)」 本業に専念できなくなることへの懸 か・2%でよ いことが分かった。 の労働時間増加に伴う過重労働 「疲労による業務効率の低下が懸 0 過重労働に繋が %)」と続き、副業・ の の、 から (47 0 また上位3 「情報漏洩 「自社の業 る る か <u>%</u> つ

そこで、

副業・

リスクと対策につ

認に二の足を踏む企業が依然として多

61

ている企業がある一

方で、

副業・兼業容

-を感じ

副業・兼業容認によるメ

意が必要

9ページ最後にも指摘した通り、

今回の

であり、

そのうちの7割は今後の方針も

全面禁止の方針を続ける理由を聞いたと

調査対象企業のうち半数は現在全面禁止

以下にまと 気をつけたい法的 要である。 リスクを正 て挙が

# 副業・兼業と向き合うべきか スクをふまえ企業はどのように

例えば、 なって 時間を明確に申告してもらう、 通算の労働時間を把握 副業・兼業を容認するのであれば、 上で、 までの副業・兼業であれば容認すると 従業員から副業・ た条件を設けるなどの工夫が考えら して法的リ あり方を工 スクを回避するには、 必要な管理を徹底すべきである 61 労働時間については、 ない スクにつ 夫することも一考であろう 組むことができ かをチェ 兼業として労働をし いて正しく理解した ッ クするために、 過重労働に 週何時間 企業側で

これ つて らの懸念事項は、 る 懸念

10

兼業の容認を検討する上 も企業が負うリスクは大き く理解 兼業容認によって特に して 法律 お で、 ことは 副業 か

2017年12月1日より、イノベーション創出を目的に、副業・兼業を解禁したコニカミノルタ 株式会社。他社に先駆けた副業・兼業解禁の動きにはどのような意図があり、解禁後1年 が経った現在、どのような成果が見えているのか。同社における副業・兼業の実態や効果 について聞いた。

case study 01

Q

まずは、副業・兼業を解禁した理由

当社では、20

17年4月に新たな中

を教えてください

副業·兼業解禁宣言

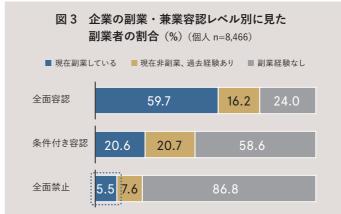
ノベーション創出のための



大変だったのは、 りに苦労しました。しかし、 リングをしても、 からのガイドラインもなく、 は副業・兼業について、まだ厚生労働省 てみよう」と宣言してから制度化に着手 禁も、その一環として実施されたものです。 を進めてきました。今回の副業・兼業解 ダイバーシティの推進や働き方改革など 分な力を発揮してもらうことを目指し、 軟な発想と行動力を備えた人材が必要で 題提起型デジタルカンパニー」を目指す ビジネスや人間社会にイノベーションを 期経営計画にて、 られなかったため、 め社会から注目を集めました。宣言当時 す。そこで、そうした人材を育成し、 もたらす新たな価値を創出していく「課 ンスフォーム)を支援し、その先にある した珍しいパターンで、 ことを宣言しました。その実現には、 当社の副業・兼業解禁は「まずはやっ の変革です。 あまり 顧客の業容転換(ト 会社のトップ層の 手探りでの制度づく メディアをはじ 益な情報は得 他社にヒア 柔

※お二人から伺った話を編集部でまとめて一問一答にしました。

図2 企業の副業・兼業容認レベル別に見た 副業者のデメリット発生の割合(%)(副業者 n=673) ■ 条件付き容認 ■ 全面容認 80.0 60.0 40.0 不利益を出してしま競業により本業に ようになった なおろそかに





取り組みにも、

業の内容によっては、企業側が就業規則 務時間以外の過ごし方は個人の自由に任 されているわけではなく、 行の法律上、 隠れ副業者は、公然と行う副業者よりも で禁止していたとしても、11ページの表 されているのが前提である中、 業者が5・5%存在している。こうし 一層リスクが大きくなる懸念がある。 している企業でも、 従業員の副業・兼業は禁止 隠れて行っている副 基本的には業 副業・兼 現

全面容認

の判例のように企業側が敗訴すること

ほか、15%前後の企業で「日数制限があ の名前を使う仕事は許可しない」とする 断された場合、禁止するという条件付き」 35・7%が「本業に支障がでていると判 査結果でも、 が賢い選択なのかもしれない。今回の調 含め、戦略的に容認していくことのほう る」「スキルアップできると認められた としていたり、 リットを見据えて労働安全衛生の観点も れてむやみに全面禁止にするよりも、 の定着や従業員のモチベー ら見えている。企業としてはリスクを恐 などのメリットがある事実も調査結果か あるように、副業・兼業の容認には人材 も往々にしてある。 副業・兼業容認企業のうち 20・0%が「本業の会社 ションアッ

法律監修

体例を見ていきたい。 点が見える。次ページからは、 ていることが分かった(図4)。 仕事のみ許可する」などのルー うに、副業・兼業を促進している企業の やはり戦略性という共通 木村 恵子 弁護士 慶應義塾大学法学部法律学 科卒業、伊藤忠商事株式会社、 シティバンク、エヌ・エイでの勤 務を経て平成12年11月司法試 2社の具 験合格、平成14年10月 弁護士 ルを設け このよ 登録(第一東京弁護士会)安 西·外井法律事務所入所(現 安西法律事務所)。

# また、

約束した労働時間を超えないこと

いて、誓約書を締結することも有効だろや職務専念、秘密保持といった内容につ 実際に、今回の調査結果でも、

認している企業ほどデメリットが生じた

3種類で分けて見てみたところ、

面容認」「条件付き容認」「全面禁止」

0)

企業の副業・兼業に対する容認範囲を「全

いる。 トの発生が少ないことが明らかになって きで容認している場合のほうがデメリッ て「副業・兼業を始めて実際に生じたデ ット」を聞いた結果である。勤務先 副業・兼業経験のある個人に対し 図2をご覧いただきたい。これは

業のほうが5時間近く長くなっているこ 企業では平均54・7時間と、全面容認企 企業では平均59・4時間、条件付き容認 時間を聞いた質問においても、 割合が高くなっている。また通算の労働 とが分かっている。

図3にあるように、

全面禁止と

※「分からない」回答除く

安西法律事務所

議論しました。 ことを納得してもらうため、 するにはリスクを乗り越える必要がある ン創出に繋げるという大きな目的を達成 懸念を示す経営層は多く、 解禁で予想される事項について、 しっかりと ノベ ショ



# 自己の成長を促すもの申請の多くは

# 具体的な制度はどうなっていますか

は現状認めていません。 それ以外の時間での副業・兼業を認めて います。当社が副業・兼業となるケー 基本的には、当社でフルタイム勤務し、

ています。 兼業の労働時間についても、 ます。 業・兼業も同じ位置づけととらえてい 社が口出しできない範疇のことです。 使って趣味を深めたり、個人のネットワ るのではなく、 かく管理をしたり、制限をかけたりす クを広げたりするのは普通のことで、 して活躍すべき」という考えの下、副業・ 通常、個人が業務外の空いた時間を そのため、「あくまで個人が自律 会社が細

兼業に関するお墨付きがあるかないかと 実情です。 副業・兼業に挑戦してみようと動き出せ 本人は会社のお墨付きがあって初めて、 のスタンスの変更が案外重要で、 る人が出てくるのではないかと思います。 ように聞こえますが、就業規則は変更な 副業・兼業解禁というと大きな変革の 「何も変わっていない」というのが スタンスの問題だけ。 しかし、

# 副 会

変わったのは会社から副業・

Q

実際に社員が副業・兼業を行う際の

まず上司に確認した上で申請書を

申請書には勤務形態や副業・

内容を確認して承認

ステップを教えてください

お客様・社会の課題解決に貢献

# イノベーション創出

多様な人財が交じり合い、互いを認め、 刺激し合うことで、新しいアイデアが湧き出る組織をつくる

# イノベーションを引き出す環境整備

# 働き方の多様性と 組織の壁を越えた交じり合い

- イノベーション創出組織の設置
- ・時間と場所を問わない働き方
- 副業 / ジョブリターン・ネットワーキング施策
- ●Transform Award·次世代型 R&D

# ダイバーシティ推進・人財育成

# 多様な人財の活用・ 人財育成

- グローバル人財
- 若手人財
- 女性活用
- •能力伸長に向けた自己啓発支援

# 健康経営

●健康第一の企業風土の醸成 ●メンタルヘルスケアの推進 ●健康増進活動

社員の自己管理に委ね 兼業をしておらず、解禁を謳ったことにではありませんが、社員は慣例上、副業・ より申請が多く上がってくるようになり 社でも就業規則で禁止をしていたわけ

うなど多岐にわたります。いずれも副業・ 労務を請け負う、 て申請している人が多いですね。 ためにシステム構築のコーディングを行 トに参画する、企画職の人が現場を知る 自らを成長させる機会ととらえ 地方再生のプロジェク

# 変化が加速副業・兼業解禁や働き方改革で

兼業を行っており、現在も月に2~3件

解禁して1年、これまで約30名が副業・

た競業理由の1件だけです。

らなかったのは会社と事業内容がかぶっ されないこともありますが、これまで通 たく説明のつかない内容であれば、承認 できるのか」を提示してもらいます。まっ うことで何をコニカミノルタにリターン どに関する誓約のほか「副業・兼業を行

兼業を、

情報漏洩や健康管理な

契約書作成の知識・経験を増やす

は様々です。また、副業・兼業の内容も、

# 当初の目的であるイノベーションとい どのような効果が出ていますか

世代に伝えたいなど、

個人によって目的

に活かしたい、これまで得た知見を次の 自分を成長させたい、セカンドキャリア 申請者は20代から60歳以上まで幅広く、 のペースで申請が上がってきています。

また、 恐れがあるからです。 副業・兼業にもかかわらず始めてしまう 目指すと、無理に進めて目的に沿わない 追っていません。人事が申請数の増加を 員個人にも副業・兼業をしたからといっ う成果が出るには時間を要すると思って います。そのため、 目先のリターンは求めていません。 人事として副業・兼業の申請数も 副業・兼業をする社

社では社内の部門を越えたコミュニケ化」は急速に進んでいます。例えば、 社員の視点が部外や社外へ広がってきた ただし、副業・兼業解禁の影響もあり、 として目指してきた「組織のオ イノベーションを生む土壌づく

> は、 業を検討する社長直下のプロジェクトで ています。 インタビューを行い、 います。また、副業・兼業に関する新事 ションイベントを開催する例が生まれて その補助金を使って社内部門間だけでな ションの活性化に補助金が出るのですが、 実際に副業・兼業をしている社員に 社外の異業種や大学とのコラボレ 事業検討に活かし

# 最後に、 今後の展望をお聞かせくだ

例のない対応も必要になってきます。 形態を変えなければならず、そうした前請が初めてありました。この場合、雇用 間を減らして副業を行いたいといった申 くるでしょう。ちょうど先日、 に合わせて制度を整備し直す必要は出て ただし当社では、副業・兼業の最大の 希望者が増えれば、新しい事例 本業の時

高め合い、互いに刺激することで新副業・兼業解禁と同じく「人が混じり 開設しました。この組織開設の意図も、 繋がることです。2014年にイノベー 目的は、一貫してイノベーション創出に を集めて組成する「ビジネスイノベー て社外の企業や機関などからコアメンバ ションを興すための新組織として、 互いに刺激することで新し あえ ・ショ

> 兼業促進を進めていく予定です。 のための施策のひとつとして、今後も副業・ 全社に浸透させることが命題であり、 考えが根底にあります。 このマインド を

のが生まれていくことが必要」とい



工藤 司 氏 2017年、コニカミノル タ人事部長に就任し 様々な働き方の改革



進室

兼 ダイバーシティ推 臼井 強 氏 人事部の企画労政グ ループリーダー(部長) と、ダイバーシティ推

2014年から副業・兼業を解禁しているオイシックス・ラ・大地株式会社(2014年時点はオイシッ クス株式会社)。副業・兼業は本業にプラスとなる内容のみを許可し、申請時のみならず、 その後の状況についても面談でフォローするといった細やかな運用を行っている。同社の具 体的な運用状況や効果について聞いた。



Q 具体的な制度を作る上で、 いたことは何ですか 心掛けて

みは、 せん。そこで、副業・兼業についてのす べての懸念を潰してから許可するのでは 「小さく実験してブラッ いく」という考え方です。 やはりやってみなければ分かり シュアップし 初の取り組

業を許可することは、個人のみならず、

ています。内容を精査しつつ、副業・兼 キル成長に繋がるもの」に限って許可し ではなく、本業にも良い影響があり、 です。当社の副業・兼業は「所得の補填

経験があり、経営陣にも一定の理解があ では、もともと社長や役員が様々な副業 会社の成長に繋がると考えました。当社

りました。

兼業の可否を聞かれることも増えてきて

います。もうひとつは、社員の成長支援

ス

様化している今、副業・兼業禁止は、も

な人材を確保するためです。働き方が多

ひとつは、会社が急成長する中、

を教えてください

はや採用のボトルネックになりかねませ

ん。採用面接の際に、応募者から副業・

らいなら、まずやってみたほうがよい。 後手になってパフォーマンスが出ないく 懸念潰しのためにスピードが落ち、結果 軟に制度等を整えていこうと考えました。 の社風でもあります。 こうした仕事の進め方は当社のそもそも まずは始めてみて、動きながら柔

# 社員が副業・兼業を始めるまでに、 どのようなステップが必要ですか

事と面談をし希望の理由や目的を確認、 副業・兼業を希望する社員は、まず人

かとい 請書を提出してもらい、 認を徹底するわけです。 場合は異動など本業で解決した方が本 個人の希望優先で、本業でどう活かす の覚書に捺印をしてもらった上で所属 の会社や団体が競合や法的問題がない になる経験をしてほしいので、事前確 るからには、 人のためになることもありました。や とに逃げてしまうケースもあり、その 本業で悩んでいる場合に、兼業するこ かの視点がない場合もあります。また、 うことです。相談のタイミングでは、 明確にして、 社員のニーズを正しく理解し、 った法務部のチェックを実施し、 人に秘密保持などについて 本人にも会社にもプラス 本人にも腹落ちしてもら 面談後は、 副業・兼業先 申

気持ちになりがちなので、必要に応じて に副業・兼業をしてほしくない」という その上で、上司にも相談するように促し 人事が間に入るようにしています。 上司は立場上、どうしても「部下

# 内容を話すのでしょうか 人事と社員の面談では、どのような

話し合います。面談での人事の役割は、 びを本業にどう活かすのかをじっくり 副業・兼業の目的や、 社外で得た学 目的を

実現させる限られた時間での最大効率化を限られた時間での最大効率化を

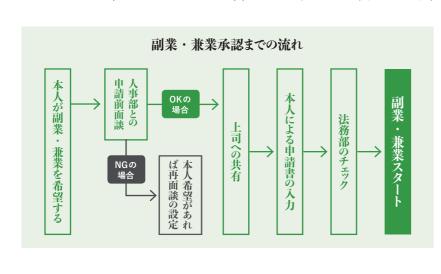
# 実際に副業・兼業をしている社員は、 どのような勤務体系なのでしょうか ひとつは当社

です。 る中で最大限のパフォーマンスを出 本業で活躍してもらうには、社内でのミッ そういった人材に副業・兼業しながら を務めているメンバーも含まれます てしまったりといったトラブルは生じ ところ本業に支障が出たり、働きすぎ らない課題と認識していますが、 は今後もっと整備していかなければな どが利用しています。勤怠管理の方法 りの日で副業・兼業をするパターンB 業後や休日に副業・兼業するパターン Aと、当社に週5日未満で出勤し、残 に週5日フルタイムで出勤しつつ、終 2パター ないこと」を明確にして、 もらうために、「求めること」と「求 分の会社を経営しながら当社の役員 いません。なお、パターンBには、 人の強みに立脚して設計することが ン設計が重要です。時間が限られ 前者は20名ほど、後者は3名ほ ーの設計をします。 ンあります。 今の

て

# Q 副業・兼業を行う社員の評価はどの ようになさっていますか

いるため、 無条件に給与が80%になるわけではあり て異なります。週4勤務だからといって ません。評価のポイントは、 そもそも時間ではなく成果で評価して ムも成果を出せているかどうか フィーの決め方は個人によっ 本人だけで



最も重要なポイント

め

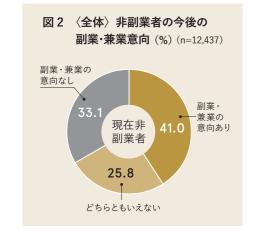
シ

副業・兼業解禁の経緯とその手段とは優秀な人材を見い出し、育む

まずは、副業・兼業を解禁した理由

# 表1 個人の副業・兼業実態状況 (n=1,082) 副業・兼業の労働時間 ■ 平均9.5日/月、平均10.32時間/週 ■ 総労働時間 54.81時間/月 【参考】非副業者の平均総労働時間 44.18時間/月 副業・兼業の実施日 ■ 本業の休日 56.0% ※「本業の仕事が休みの日のみ」「本業の仕事が休みの日 にすることが多い」の合算 副業・兼業で得る収入 平均月収 6.82万円、平均時給 1,652円 副業・兼業の主な雇用形態 ■ アルバイト・パート 36.0% ■ フリーランス・個人事業主 29.4% ■ 正社員 15.1%





# 前に行った正社員1万3958人へのス 人向け調査の対象者を絞り込むために事 じて個人の状況を見ていこう。今回、 ここまで企業における副業・兼業容認 兼業の実施状況 副業・兼業経験の ここからは転 個 また、 表1にある通り、

の動向を中心に見てきた。

副業

査結果〈働く個

副業・兼業経験のない非副業者の44 働時間は平均で週に10・32時間、 時間に対して大きく 合わせた総労働時間は54・81時間となり る人を含めても2割にとどまった(図1) いる人は約1割で、 上回った。

クリ

ーニング調査で、

有無を聞

11

たところ、

現在副業・

兼業を

過去に経験があ 副業・兼業の労 副業・兼 本業と . 18

> 社員も15 う ち 41 副業・兼業の雇用形態は、 る (図2)。 在副業・兼業を行っていない非副業者 今後の副業・兼業意向については、 副業・兼業によって得られ が 36 82 万 1%存在している。 0%で最も多い 円であることが分かっ 数以上が本業の休 一方で、 ルバ る月収 日で 現 正

高く、 なって ると「医療・福祉・教育関連」が44・7% において男性より と最も高く、 ス・サポ ティブ職」 男女ともに若年ほど意向が高く ・0%が「意向あり」と答えてい いる (図3)。 次いで「営業職」「事 性年代別に見ると、全世代 となっ 職 も女性のほうが意向が た 「IT技術 本業の職種別で見 (図 4)。  $\mathcal{O}$ 

# 図3 〈男女別・年代別〉非副業者の今後の副業・兼業意向(%)(n=12,437) ■副業・兼業の意向あり ■どちらともいえない ■副業・兼業の意向なし 男性 20代 25.8 女性 20代 16.3 24.6 55.2 19.0 59.1 男性 30代 43.9 25.5 30.6 女性 30代 22.2 28.7 男性 40代 36.3 30.2 33.5 女性 40代 41.6 27.1 31.3 男性 50代 43.5 女性 50代 28.0 28.9

※調査概要は6ページ参照

2回確認される場があることで、 要だと考えているためです。 するには、 けることはしていません。 兼業の状況確認のために特別な面談を設 申請中 申請書の選択 、ェックできるようにしておくことが重 ても副業・兼業の目的を振り返り、 兼業申請書② (Oisix100%+a) 调5日勤務、就業時間外に兼業する人がは 通常の仕組みの中で状況を 兼業の目的 必須 \*個人の成長や仕事へ寄与しそうかわかるように 兼業の学びの活かし方 しっかり運用 また、 兼業開始希望日 年に 必須 会社名

年2回の人事評価タイミングで実施 方を見直す必要があ をするの 副業・ 副業的な機会提供を目指す 今後は社内でも採用に一定の効果あ

いるようなら、副業・兼業によ

よって周りに悪影響が出て

正す

良い

機会になってい

るよう

です

るようなら、

るためです。

したレビュー

して は、

いる「成長支援会議」です。

ますが、 副業・兼業の解禁から4年ほど経ち どのような効果が出てい ま

Q

効果が上が いないので、 個人の効果までは詳細に測定・管理し つった 個人の成長にはどこまで の か明確ではあり )ません

て

が出ています。 と思って 他社との差別化になってきています。 たので良い」という声を聞くことが多 業がNGだったが、ここは許可されてい な人に選んでいただける会社でありたい ら意思を持って副業・兼業している優秀 当初の想定通り 良 い影響

# さい

Q

何度か大きなイベン れまでも運営プロジェクト は違った様々な仕事が経験できます。 と考えています。 「副業的な機会」をつくれるかもカギだ 本業はもちろんのこと、 重要になると考えています。 本業をいかに魅力的な機会とできるかが は止まらないと思う 企業としては、 ロジェクトに参加すれば、 してほしいのが本音だと思います。 な評価が受け 「ダブルミッ 副業・兼業が一般化していく流れ 「社内副業的な機会」 運営プロ っていましたが、 本当は本業にフルコミッ 例えば当社には、 ジ シ エク トがあり、 彐 ので、 社内でどれだけ 2 という制度を これからは、 への参加は希 そのために、 通常業務と での活躍も その運営 1 7 年 年に

最後に、 います。 今後の展望をお聞かせくだ 応募者から「他社では副

必須

必須

オイシックス・ラ・大地株式会社で実際に使用されている兼業申請書(一部)。面談での相

談結果をふまえて、兼業が「どのような目的」で「どう活かせるか」を考え、記入することが双

本社所在地

上記会社の業種

会社の業務内容

方の成長のために求められている。



人材企画本部 副本部長 人材企画室 室長 井原 邦博 氏 3年間EC事業部にて従事 したのち、人材企画本部副 本部長 兼 人材企画室室 長に就任。採用・教育・制度 全般の統括を担当。

プランを立てることができる人事メ そのためにも、 兼業は社員と会社を成長させていくため させることが目的化しがちですが、 されることにより、 リットが大きくなる。 様々 トを最大化する上で重要だと思います。 に運用することが、副業・兼業のメリ れを社内外でまかなえれば、 ーが要となるので、 「手段」に過ぎません。 な経験を通してスキ いきたいです の気持ちに寄り添 面談で社員と一緒に成長 社員に副業・兼業を こうした人材も 副業・兼業が注目 それを忘れず お互 つつ、 副業・ た 0

0

パーソル総合研究所の調査結果では、副業・兼業の経験が個人のスキルアップ に繋がっていることが分かったが、具体的にどのような成長に繋がるのだろうか。 本業以外の活動を支援するNPO法人「二枚目の名刺」代表の廣優樹氏に、 活動を通じて見えてくる個人の成長や、今後の展望をお話いただいた。



社外活動の領域で実現社内で得られない経験の選択肢を

本業で持つ1枚目



活動では金銭的報酬を得ることが第一の 解決に向け取り組みながらも、 枚目の名刺」です。 枚目の名刺を当たり前の選択肢としたい 物の輸出促進に取り組みました。 ための副業とは少し趣旨が異なります。 目的ではないため、 が多いのですが、我々が対象とする社外 ます。副業の文脈で取り上げられること プロジェクト ジョンや理念に共感して社外活動をした 名刺に加えて、 にあります。 して農業プロジェクトを立ち上げたこと むリソース不足に悩むNPOと、 と思って私が立ち上げたNPO法人が「二 ときに持つ名刺を意味し、 を社会に向け社会を創る活動に取り組む も多かったのですが、 い人が出会う場の提供、プロジェクト化、 そもそもこう 社会人留学 になってもら ベトナム商工会議所にスポ 推進のサポ 社外での、 した際に個人的な活動と した活動を始めた原体験 社会課題の最前線で 旧来の小遣い稼ぎの 会社の名前や肩書 そのような2 特にベクト トナムで農作 を行ってい 人材を含 そのビ

■ 副業・兼業の意向あり ■ どちらともいえない ■ 副業・兼業の意向なし 1位 医療·福祉·教育関連(n=821) 23.5 2位 営業職(n=1,540) 3位 事務・サービス・サポート職(n=2,260) 4位 IT技術・クリエイティブ職(n=1,260) 5位 専門職種(n=777) 6位 バックオフィス(n=1,993) 7位 マーケティング・企画職(n=475) 8位 配送·物流(n=494) 9位 生産·管理·製造(n=1.786) 10位 商品開発·研究(n=609)

〈本業の職種別〉非副業者の今後の副業・兼業意向 (%) (n=12,437)

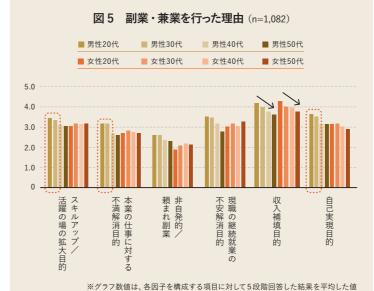


図 6 副業・兼業を行ったことによる本業における 仕事のやり方の変化 (%) (n=1,082) ● 変化あり ● 変化なし 求めるようになった積極的に助けを困った時には、周囲に 取り入れるようなった 積極的に仕事に 新しい取り組みや試みを 思うようになった多少失敗をしてもかまわないと新しいことを試すなら、 取るようになった 植極的にコミュニケーションを 仕事上は、なるべく多くの部門と

副業・兼業を行った理由を聞いた質問結 のが図5である。「収入補填目的」が最 の実施理由をこの6因子別に集計したも 目的」など6因子を抽出し、副業・兼業 るのだろうか。副業者1082人に対し、 「スキルアップ/活躍の場の拡大 どのようなメリットを感じてい 副業者は何を目的に副業・兼業 不満解消、 20~30代にスキルアップや本業に対する 填目的は若年層や女性に多い点、男性の 場の拡大目的」が多かった。特に収入補 目で構成される「スキルアップ/活躍の 所でやりがいを見つけたい〉といった項 い知見や経験を得たい〉〈会社以外の場 る「自己実現目的」や

果から

では、

人の副業の目的と本業への影響

とをやり

次いで

〈副業・兼業で好き った項目で構成され 〈本業以外の新し なこ つ

は特徴的とい えよう。

ている。中でも「既存のやり方にこだわ とする割合が「変化なし」 図6である。すべての項目で「変化あり」 らず、良いと思ったやり方で仕事をする に変化があったかどうかを聞いた結果が るようになってから本業の仕事のやり方 副業・兼業がもたらす いてはどうだろうか。 。副業・兼業をすす本業への影響に よりも上回っ

て得た新たな立場や視点から本業を見つ

め直すことで、本業に好影響を生むメリッ

も多いことが確認できた。

兼業が過重労働に繋がり本業に支障をき という項目は40%以上と高い。このよう経験を定期的に振り返るようになった. ト発生の割合」で紹介した通り、 に今回の副業者を対象とした調査結果で 12 ~ う項目は40%以上と高い。 ジの図2「副業者のデメリッ 副業・

たす懸念はありつつも、副業・兼業によっ

自己実現目的が多く見られる ようになった」「自分の仕事のやり



会をいろんな人に届けたいと思ったこと ことを可能にするのが2枚目の名刺だと えられるのではなく、 で充足できるとも限りません。 りがいのすべてが、必ずしも勤務先だけ 長機会が得られますが、 に会社に与えられる形で一定の経験、 がっています。 大きな影響を与えています。こうした機 なりました。この経験が今の私の人生に 自身にとって大きな成長と変化の機会に 激と予想もしないような出会いにより、 て動いたことで得られた、 「NPO二枚目の名刺」の活動に繋 やりがいのバランスを設計する 会社に入れば、 自らの選択で収入 収入と成長、 たくさんの刺 。会社に与 報酬の他 成

社外での活動を推進

今でこそ企業

ない、 デベロップメントを行う場としてオ 年々増加し、 現に、「NPO二枚目の名刺」のNPO いっても金銭報酬を得ることが目的では 代から10年という歳月を経て、副業と 社外で何かするくらいなら、仕事に専心 やる小遣い稼ぎというイメージが強く、 600名を越えました。さらに企業から 人材育成プロジェクトと捉えられ、若手 る動きも見られるようになっています 当時はまだ副業は多くの場合隠れて 越境機会によって人材の成長を促す ーダー育成やミドル世代のキャリア という認識が広がり始めています。 と言われていた頃です。 されることも増えています。 トプロジェクトへの参加希望者は これまでに参加した人は そんな時

# しい段階へ進む参加者が多数

ろからスター ます。イベントには、プロジェクトにるコモンルームというイベントに招待 ビジョンを持つNPOを探してくるとこ ジェクトデザイナーが自身の共感できる 「NPO二枚目の名刺」 N P O サポ 〇のいくつかを毎月開催してい -します。 トプロジェクト に所属するプロ -の活動は、 探して

そのイベントの場で、NPOから活動内加したいという作人を ジ せ プ 定してチ かは、 感すれば個人が手を挙げ、 「NPO二枚目の名刺」はメンバーを指 ムを編成する仕組みです。参加するか否 ェクトの期間は3カ月、 こうして組成されたチ ん。共感することへの取り組み、これ ロボノのように特定のスキルも求めま あくまで個人がNPOのビジョン やりたいと思うかで決めます。 ムを組むわけではなく、 希望者でチ また

若い人です。参加者 積み、 数は6名が基本です。これは何年か運営 て参加者とNP る期間と人数です。年間でみると全体で していくうちに定まった最適と考えられ とに意味があると考えているからです。 までやったことのないことに挑戦するこ 中心に毎月約20~40時間程度です。 ~30のプロジェクトが立ち上がってい ックオフや報告会とい プロジェクトの進捗管理については、 ンこそ置きますが、それ以外はすべ 参加者の実働時間は週末や就業後 参加者の多くは25~35歳くらいの 人前になったものの、 本業である程度キャ 〇に任せる形となってい ったマイルス メンバーの人 ムで行うプロ

を

挙げられます。本業の退職後のことを考 社外に成長ややりがいを求めてくる人が が多いようです。 に残したいという気持ちで参加される人 分の経験を社会に還元したい、 少なくありません。 えて参加したという人や、これまでの自 ミドル世代の参加者が増えてきたことが 最近の変化としては

張り通すことができます。 は失敗がなかなか許されない時代にある 試行錯誤を繰り返せることも、 踏の問題に取り組み、失敗を経験したり、 正解が存在しないものです。そうした未 POの掲げる社会課題の解決というのは、 会や周囲からのフィ 副業だと認識せずにやっていると思いま のではなく、 ことはかなり難しいでしょう。また、 ドバックを得られる点です。本プロジェ ジェクトについて社会や周りからフィ 大きなメリットは、遂行・達成したプロ 人が隠れて副業をする場合、こうした社 クトでは収入が発生しないので参加者は いるため、 NPOサポー それに、 もし会社が副業を禁止していて個 Oと組むことの大きな意義で 良い意味で制限を設けず 自分で自分の人生を選択 人から言われてやって ロジェクトにおける ードバックを受ける ることは、 企業内で

# プロジェクトを経験することで

CASE D ▶ 人材サービス会社 二枚目の名刺」の経験を元に 社内ダブルジョブ制度を立ち上げ プロジェクトに参加し、「NPO二枚目の名 刺」のコンセプトに興味を覚える。この経験 を活かそうと、所属企業で現在の業務と並 行して社内の別の業務に携わり、個人の成 長や能力開発を促す「社内ダブルジョブ」

企画・販売を実現。 範囲内であれば、 ここまでの話だと副業(本業以外の活 **CASE C** > 人材サービス会社 部長 C さん 社内でも活動を始めることで 会社組織の変革に寄与 自分が会社の外に出たときに、どれくらいの 価値が生み出せるのか。そのような問題意 識を持ちながらプロジェクトに参加。いつもの 仕事とは全く別の仕事の進め方があることを 体感し、新しいものを作り出す面白さに開眼 結果 自社内でもプロジェクトを立ち上げ て活動し始めると、若手も興味を持って

終了後です。多くの参加者に、

生き方、

働き方のトランジションが起こります。

ジェクト参加後、その経験を本業に

それがよく表れているのがプロジェクト

成長のためにも非常に重要だと思います

CASE A ▶ 百貨店

LGBT プロジェクト参加から

ビジネスイノベーションを起こす

LGBTに関するプロジェクトに参加。メンバー

で浴衣を着て遊びに行くことになったが、そ

こで初めて女性用の大きなサイズ、男性用

の小さなサイズという、LGBTの人たちが

必要とする浴衣の種類が市場に存在しない

結果 会社の商品開発部にその話を持

ち込み、その後多様なサイズの浴衣の

参加する状況に発展。その後役員にも 参加を促すなど、組織全体が活性化。

て

ことに気づいた。

# 会社も変わっていかなければならないこれからはキャリア自律の時代

外活動を行うにあたってはそれを自分で のリスクはやはり疲労です。会社の業務 わなければなり は良いことばかりのように聞こえま もちろんリスクはあります ルは会社がしてくれます 社がしてくれますが、社、仕事や健康リスクのコ ませ 一番

伴いながら、人生の次のステージに進ん時にそれは《働くこと》への意識変容を

って活かす人もいれば、新し

い挑戦、

いくのです。これこそとで、した諸婆容をいくのです。これこそとで、した言語変容を

:明ではないでしょうか。 中では得られない成長ができたことの

つことで得たきっかけで変化し、

結果 社内で兼業するという仕組みを作 り出し、やがてグループ全体を対象に実 施される取り組みに成長。 組みを並行で行っていくことが企業に 企業の副業解禁は一層進むと思いますが、 が問われます。日本の社会全体としても、 業以外の残業時間が20~40時間増えてい とって、また個人にとってより大事になっ こうした個人のキャリア自律を促す取り の大きなキ かにキャリア自律するかは今後の働き

ドになっています。

NPO サポートプロジェクトに参加することで、新たなイノベー

ション、または個人の成長を生み出したケーススタディ

**CASE B** ► 大手化学メーカー 部長 B さん

プロジェクトではメンバーを愛称で呼び合う

決まりがある。年齢も地位もあったために

当初はその雰囲気に馴染めずにいたが、

愛称で呼ぶことで人との接し方に変化が起

結果 社内でも若手とフランクな距離感

で付き合えるようになり、良い人間関係

プロジェクトに参加することで

社内での若手対応に変化

こり、態度も柔らかに。

が構築できるようになった。

0 61 7 0 多くいます。 をやりたいかが見えずに迷っている人も 方で、何かをやりたい人が自由に動けて はり事実だと思います。 こともありますが「副業・兼業は全然進 た。 から10年が経ち、 んでいない」という声もあり、 「NPO二枚目の名刺」を立ち上げて るかといえばそうではない。 う疑問さえあります。 いる企業は人材を死蔵していないかと 成長を考えずただ一律に副業を禁止し ように人材を囲い込みするだけでは良 **人材を確保できなくなり** 労働時間は減っています。 人々の働き方や働き方に対する考え 一部変わってきたのではと感じる 多様な経験を後押り さらに踏み込むなら、 社会も変化してきまし 働き方改革が進 企業はこれまで また、 しかし一 それはや 社員

> 働き、どのように学び、社会に価値を作 刺として関わるメンバーが、どのように 験場だと思っています。私自身も2枚目 材を企業の力に変えることができるか、 禁止企業に魅力を感じないと回答してい 副業意向がない人であっても4割が副業 合わなくてはならなくなるでしょう。 企業は単に副業解禁という点だけでなく、 にない価値を生み出せるような優秀な人 ます。社内外を行き来しながらこれまで ません。また、私たちの自社調査では、 り出していくことができるか。2枚目の の名刺として関わりながら、 タレントマネジメントの観点からも向き きが見られ、結果として会社へのロイ 「NPO二枚目の名刺」はひとつの実 も高まる傾向にあることは見逃せ

誤を繰り返しながら、 名刺のきっかけを届けるために、 名刺をもっと当たり前の選択肢とするた たいと思っています。 めに、そしてもっと多くの人に2枚目の 挑戦を続けて 2枚目の名 試行錯



廣 優樹 氏 金融業界を経て2009年にNPO 法人「二枚目の名刺」を立ち上げ る。現在も商社勤務の傍ら、代表 として活動に取り組む。

# ポートフォリオワーカー ●雇用 ●家事 ●育児 ●自営 ●介護など ●副業・兼業など 家庭ワーク 有給ワーク 学習ワーク ●学びなおし ●ボランティア ●リカレント教育 ●社会人大学院 ●勉強会など ●社会活動など 出所: Handy, C. B. (1995). The Age of Paradox. Brighton: Harvard Business Press. (小林薫訳『パラドックスの時代』ジャパンタイムズ、1995年)に基づき、石山恒貴氏作成

とっては歓迎しにくいところがあり、企業にはじめとする様々な懸念があり、企業に 形式の副業・兼業だけを許可している企 場合が多くなります。 で得たものを本業に還元することも可能 すことを目的とした副業・兼業で、そこ るもので、個人の持つ知識や知見を活か もうひとつは「キャリア副業」といわれ 副業・兼業=フリ この場合、 ランスなど雇用されない 昨今では、 副業・兼業にお ランスという 本業 = 企業に

とが理想的だと考えています。

がる中、 法整備の遅れによる副業・兼業のリスク バイト副業タイプの人は多いと思います。 も指摘されています。 働かざるを得ないという、 しかし現実には、実質賃金が下

う。また必要な法整備は急ぐべきですが、的の副業の比率が多いことも確かでしょ 確かに今の段階では収入補填目

石山

業もあります。私としてはこれからの時 このキャリア副業が広がっていくこ

自信をつけ、 会社とは異なる場で個人が自身の能力に 授によれば、 リア自律を促進するという視点が重要で 兼業解禁の流れを機に、 違和感があります。むしろ、 間などを懸念材料として挙げることには 保護を大義名分にして安全配慮や労働時 業が解禁になった途端に、 して個人がキャリアを自己管理し、 というのは基本です。 た雇用は大事、労働者は守られるべき、 う可能性があるのではないかと思います して、個人が自分を信頼できることが挙 しょう。 られます。 ればならないと考えています。 キャリア自律が促進されていくとい 慶應義塾大学の花田光世名誉教 キャリア副業を行うことで、 キャリア自律の前提条件と 自分を肯定できるようにな しかし、 キャリア副業と 過剰に労働者 この副業・ 副業・兼 安定し キャ

# 組織づくりを 社員を信じて柔軟に働ける

石山

日本型雇用においては、

正社員

けないです 企業も個人も変わっていかなければ キャリア観が変化してきている

櫻井

ャリアを任せていくことです。企業 企業側は、 もっと社員を れない

石山



状では、企業も個人も変わることは簡単 柔軟に働けるようにしていくべきです。 捉えられかねません。また、 社員を信じていないというメッ ではなさそうです。 のひとつの象徴だと思います。 そういう意味では今は企業が試されてい 方改革施策の一環として実行し、 柔軟な労働時間の導入など、 の解禁を独立した施策として考えるとう で発生するリ るともいえます。 まくいかないと思います。テレワ して副業・兼業を一方的に禁止するのは、 過重労働や転職リスクなどを心配 日本型雇用で育った人の多い現 スクに過敏になり 副業・兼業の解禁はそ 様々な働き 副業・兼業 社員が

法政大学大学院政策創造研究科教授 本誌編集長 石山 恒貴 氏 櫻井 功 (聞き手)

OPINION

今回の副業・兼業解禁の流れは、企業・個人にとって、どのような の石山恒貴教授に、本誌編集長が伺った。

意味を持つのだろうか。また企業は、どのような視点をもって推進す れば、組織にプラスになるような運用ができるのだろうか。「パラレル キャリアを持つことが個人のキャリア自律を促し、スキルの幅を広げ、 組織におけるイノベーションに繋がる」と提唱する法政大学大学院

> 合わせのひとつ「有給ワ が求められます。 行うこと(パラレ ク」に該当します (左図参照)。 いますか。 -これからの働く人(ワ ルワ

禁の流れについてどのように感じられて

石山先生は現在の副業・兼業解

個人の自律を促す

「キャリア副業」という考え方

副業・兼業には2タイプあるといえます。 はひとつの仕事だけを行うのではなく 氏が唱えている区分です。 人生におけるワークのうち複数を同時に エッセンス株式会社の米田瑛紀 副業・兼業はその掛け カーであること) ク×有給ワー さらに、 力

生み出す社員の成長と 組織への恩恵 キャリア自律が

# パーソル総合研究所 研究活動のご紹介

パーソル総合研究所では、人事の現場において、次なる行動を促す意 思決定の役に立つ情報を発信するため「人と組織の成長創造インフラ へ』というパーソルグループのグループビジョンのもと、様々な調査・ 研究活動を続けています。2030年における労働需給を推計した「労働 市場の未来推計2030」、ミドルからの躍進を探求するプロジェクト「日 本で働くミドル・シニアを科学する」、長時間労働の実態とその解消に ついて調査した「希望の残業学」、アジア・パシフィックの13の国と地 域を対象に労働に関する情報をまとめた「PERSOL HR DATA BANK in APAC」など、調査・研究の成果を特設サイトや冊子、書籍におい て公表しておりますので、ぜひご活用ください。



「労働市場の未来推計 2030」



「ミドルからの躍進を探究するプロジェクト」



「希望の残業学

# 機関誌「HITO」バックナンバーのご案内



2019.2.15 HITO vol.13 変革か衰退か 待ったなし! 日本の雇用改革



HITO vol 12 ミドル・シニア社員の新時代 躍進のために個人と 会社がすべきこと



HITO vol 11 「両立」支援は誰のため? ~事業vs.育児? キャリアvs.育児?~



2019.3.1 HITO REPORT vol.4 労働市場の未来推計 2030



2018.6.1 HITO REPORT vol.3 ピープルアナリティクスが 人事を変える

バックナンバーのご注文は、雑誌・定期購読専門サイト「Fujisan.co.jp」よりお申込みいただけます。 【ご注文方法】▶▶▶ http://www.fujisan.co.jp/で「HITO」検索

機關誌HIT〇特別号

# HITO REPORT vol.5

2019年 4月号

発行人 渋谷 和久 編集長 櫻井 功 研究調査

井上 史実子、川畑 夕子、高橋 美鈴、団 遊、外岡 太郎 編集 執筆 菅原 さくら、魁生 佳余子

写真 加藤 タケトシ、坂井 公秋 デザイン イシジマデザイン制作室、田村 京太 制作 アソブロック株式会社 株式会社エイエヌオフセット ENRI 発行日 2019年4月5日

発行 株式会社パーソル総合研究所 〒 107-0062 東京都港区南青山 1 丁目15 - 5 パーソル南青山ビル

# パーソル総合研究所

https://rc.persol-group.co.jp

# メルマガ/Facebookページのご案内

パーソル総合研究所では、雇用や労働市場、人材マネジメント、キャリアなどに関する調査研 究結果のレポートや、研究員・コンサルタントのコラムなどの情報を、メルマガ・Facebookで随 時お届けしています。

メルマガ(無料)登録はこちらから

https://rc.persol-group.co.jp/mail/

Facebookページ

https://www.facebook.com/rc.persol/

注意) 本誌掲載記事の無断転載を禁じます 無断模写・複製は著作権法上の例外を除き、禁じられています

# OPINION

企業は副業・兼業を推進す

括

貢献を暗黙のうちに求めてきました。 に対して雇用の安定性を提供する一 人生の多くの時間を会社に捧げるような

すが、

充実感や就業意欲を高め、

活力を

会社に対するロイヤリティ

も大事で

持って働くとい

う社員のワ

クエンゲイ

業の推進であっ でしょうか。

と思

、ます。

来誰もが

ジメントの実現こそが重要なのではな

それを可能にする副業

のため、 います。 するロイヤリテ ような包摂的な考え方の組織・社会に変 しつつも、 進めるべきで もちろん日本型雇用の良い部分は 企業は、 しかり 副業・兼業というと、 まず副業者を抑圧や ある社 多様な人が受け入れられる 副業・兼業解禁を今後 キャリア自律を目指す ばなりません。 の低下を懸念する人も 員が社外に か 出て本業以 抑制 会社に対 な

ことです の経験を っていかなけれ 会社 への忠誠心が乏し すると たれ まだに る 変わ

です。 向か フラット 生き生きと楽しくやり 性向上となって組織への還元に繋がる それがひいては、 個人としての強みは何かと考え、 本来仕事とは、 って努力することで自分を伸ばす。 社 内 行動するようになります。 な状態を保つように努めるべ からそう れば社員は自然と自律的 自分の強みを活かして、 たいことをやるこ ベーションや生産 た意識をな

それに 社員

櫻井

功



兼業解禁の動きは広がっていく」 業は多い。しかし、我々は「確実に副業・

成長のための新たな促進策であ

副業・兼業の促進は従来の雇用

0 あれ、

なぜなら、

国の意向はどう

ケッ

みの中で頭打ちになって

いる従業員

石山 恒貴 氏 法政大学大学院政策 創造研究科教授

国内外の企業で人事 労務関係を担当した のち、現職。人的資源 管理、人材育成、雇用 が研究領域 兼業の解禁に踏み切れない」

る大きな でもなく、 動きは、 したのは、 会保障法制等、 ばかりであり、 うことだ。 雇用のあり方や働き方が変わりつつ を構成した。 いていない。そのため現段階では「副業・ ら副業・兼業促進の方針が明示された 2 ル就業規則の改定によって、 単発のものでも単なるブ 8年、 「うねり」 戦後長く続いてきた日本 今回の副業・兼業の解禁 法制度の整備は追い付 まだまだ労働法制や社 ガ の ライン策定や 一部であると とする企 政府 か

目指し、調査や取材などをもとに誌面 検討する際に参考となる情報 今号は、 企業が副業・兼業 の提供 あ 0 0

編集を通して随所で実感 の解禁を

> く動いて 得ない時が来るのでは 今は様子見の企業も、 かなか進まな あると企業はみているからで いる中で ない れ解禁せざるを 社会全体が大き だろう ン 0 ある。 か。

意味づけることができるかとい ると考えられる。 企業の得るメリッ にした上で取り組むことが、 うな文脈の中に位置づけるのかを明確 うに、自社として副業・兼業をどのよ 本誌で紹介した2社の事例にあったよ 業・兼業をい その際、 企業にとって大事 かに事業の中で戦略的に業にとって大事なのは副 トの最大化にも繋が 結果的に

スを調達し、 個人から、 前になるのかもしれない。 ではないだろう きるスキルを磨か する人材マネジメントに留まらず、 前提とした「社員」のみをリソ あるために、 において能力を発揮することが当たり のの意味が徐々に希薄になり、 ものに変わりゆく中で、 石山恒貴教授のお話にもあったよう 個人のキャリア観もまた自律的な から「適時・適材・適所」でリソ 「副業・兼業」ならぬ「複業\_ 今後も選ばれ続ける企業で 人事は従来の「雇用」 より柔軟な関係を構築で なくて 雇用と はなら そのよう 近い将 11 ・スと マ う を



# れからの 山川人材闪 探 山 方

2019年3月リリース

1日単位で仕事と求職者をつなぎ、 企業のオンデマンドな労働力確保に貢献します。

# リリース記念キャンペーン実施中!

今なら初日紹介手数料無料でサービスをご利用いただけます。詳しくはコチラ

